

放課後児童会とは

保護者が就労等で昼間家庭にいない児童の生活と遊びの場として開設しています。放課後における児童の健全育成を目的としています。

入会要件

小学校1年生から6年生までの児童で、次の(1)～(4)の要件を満たしていることが必要です。

- (1) 就労、疾病、障害、要介護、家族の看護や介護、就学、災害などの理由により、保護者が昼間家にいない、または、当該児童への対応ができない状況にあること。
- (2) 内野小学校へ就学または就学予定であること。
- (3) 放課後児童会の運営等についての説明を聞き、誓約書の内容を承諾したうえで、入会申込書を提出すること。
- (4) 過去に放課後児童会を利用した際の、保護者負担金の未納がない家庭であること。

入会事由	保護者の状況	入会可能期間
就労※1	・ 通常の授業が行われる日において、 1・2年生は午後2時を過ぎる、3年生以上は午後3時を過ぎる時間※2まで労働等が行われている ・ 就労時間が月64時間※3以上である	就労している期間 (勤務内定の場合、入会月に1日以上勤務が必要です)
疾病・入院・障害・要介護	・ 病気や障害等による入院や療養のため、児童の対応ができない	退院または療養を必要としなくなるまで
家族の看護や介護	・ 家族の看護や介護のため、児童の対応ができない	看護、介護を必要としなくなるまで
就学	・ 大学・大学院等に在学中であり、児童が帰宅する放課後の時間帯に家におらず、児童の対応ができない	就学している期間
その他	・ 不慮の事故や災害など市が必要と判断したとき	市が必要と判断した期間

※1 産前産後休業中（産前6週間以内、産後8週間以内）は利用できますが、育児休業取得期間中は利用できません。育児休業中は一度退会していただき、育児休業から復帰する際に再度入会申込をしてください。

※2 「午後2時(午後3時)を過ぎる」は、午後2時00分(午後3時00分)勤務終了は対象になりません。

※3 休憩時間を除いた実働時間が64時間以上であることが必要です。

※4 放課後児童会は年間を通じて利用いただくことを前提としているため、夏休みなどの長期休暇のみの利用はできません。

入会申込について

期限までに入会申込書に必要な書類を添えて提出してください。

年度当初からの利用と年度途中からの利用では、提出期限が異なりますのでご注意ください。

(1) 申込書等提出期限

令和7年4月から利用する場合

新入会希望児童（新1年生等） 令和6年12月13日（金）必着

令和6年度児童会在籍児童 令和6年11月15日（金）必着

※すべての書類を揃えたうえで、期限までに提出してください。期限までの提出が間に合わない書類がある場合は、ご相談ください。

※期限後に提出された場合は、定員に空きが発生次第、期限内申込をしたが待機となった児童と合わせて入会選考を行います。

年度途中から利用する場合

利用希望日の7日前（土日祝日を除く）まで

※空きがない場合は待機登録となり、空きが発生次第、他の待機児童と合わせて入会選考を行います。（選考方法は4月入会と同じ）

(2) 申込書等提出先

総合福祉施設きじの里 本館1階総合事務所（浜松市浜名区染地台五丁目4番3号）

(3) 提出書類

入会申込書および添付書類（下表参照）

①入会事由等を確認できる書類

入会事由	添付書類
就労	保護者・祖父母※の就労（内定）証明書
疾病/入院	保護者・祖父母※の状態を証明する医師の診断書
障害	保護者・祖父母※の障害者手帳の写しまたは医師の診断書
家族の看護	看護する家族の状態を証明する医師の診断書
要介護	保護者・祖父母※の認定通知書の写しまたは介護保険資格者証の写し
家族の介護	介護する家族の介護認定通知書の写しまたは介護保険資格者証の写し
就学	保護者の在学証明書およびカリキュラムの確認ができる書類

※祖父母は、同居の祖父母（年齢問わず）および学区内に居住する祖父母（令和7年3月31日時点で70歳未満）のこと。

※入会申込書・就労（内定）証明書・医師の診断書の様式は、「子育て情報サイトぴっぴ」からダウンロードできます。

②児童の状況を確認できる書類（該当する場合のみ）

児童の状況		添付書類
障害	児童が障害者手帳等を所持している場合	障害者手帳等の写し
学区外就学 （新入学児童のみ）	指定校以外の学校に就学する場合	学区外就学許可書（教育委員会の許可）の写し

※提出期限までに学区外就学の許可が下りない場合があります。その場合は、児童会へ学区外就学の申請をしていることを伝え、許可が下り次第、学区外就学許可書の写しを提出してください。

入会選考について

- (1) 「浜松市放課後児童会選考基準」に基づき、入会選考を行います。
- (2) 父母で就労時間等が異なる場合や、祖父母で介護等の状況が異なる場合は、低い方の点数を適用します。
- (3) 入会選考の際、運営事業者における記載内容の確認が困難な場合に限り、運営事業者からの確認依頼に基づき浜松市が調査および確認を行います。
- (4) 提出書類に虚偽の記載内容が確認された場合、入会をお断りすることがあります。

入会決定について

- (1) 選考結果は入会申込をした放課後児童会から通知します。
- (2) 入会保留となり、待機登録を希望する場合は放課後児童会へご連絡ください。
- (3) 入会決定者の中から辞退や退会等により空きが生じた場合は、待機登録者の中で再度入会選考を行います。待機登録を取り止める際は必ずその旨ご連絡ください。
- (4) 入会決定後に入会の必要がなくなった場合は、入会日前までに必ず「辞退届」を放課後児童会へ提出してください。

休会について

放課後児童会は年間を通じて利用していただくことを前提としているため、以下の場合のみ休会を認めています。

例) 産前産後期間中（産前6週間・産後8週間）、夏休み等長期休業中に祖父母の家等で過ごす場合。

放課後児童会を休会する場合は、事前に申し出て、必ず休会届を提出してください。

(1) 休会届の提出期限

休会を希望する月の前月20日（土・日等の場合はその翌日）まで（必着）

(2) 提出先 在籍する放課後児童会

(3) 提出書類 休会届

例：8月に休会する場合 7月20日まで

※月単位で申請してください。

※休会可能期間は、原則最長で2ヶ月です。休会期間中は基本料を徴収しません。ただし、提出期限までに休会届が提出されなかった場合は、月間全ての日を欠席しても基本料を徴収します。

退会について

転校、家庭の都合、育児休業取得開始等により退会する場合は、必ず提出期限までに退会届を提出してください。

(1) 退会届の提出期限

退会日の属する月の20日（土・日等の場合はその翌日）まで（必着）

(2) 提出先 在籍する放課後児童会

(3) 提出書類 退会届

例：8月末に退会する場合 8月20日まで

※提出期限までに退会届が提出されなかった場合は、退会月の翌月の基本料を徴収します。

月の途中で退会された場合も基本料の日割り計算はいたしません。

利用にあたっての注意事項

以下の注意事項を確認し、誓約書の内容を了承いただいた上で申込みをしてください。

(1) 利用について

- ・放課後児童会は、保護者が昼間家庭にいない児童の遊びや生活の場です。仕事がお休み等で保護者が家庭にいる日は利用できません。
- ・欠席する場合は、放課後児童会が定める方法で必ず連絡してください。
- ・放課後児童会入会后、保護者の就労先や就労状況、家庭環境等が変わった場合は、必ず申し出てください。
- ・児童には集団活動のルールを守るよう指導しています。保護者も利用上のルールを守り、放課後児童会の運営にご協力いただきますようお願いいたします。

(2) 放課後児童会での生活について

- ・放課後児童会では、生活指導・自主勉強・自由遊び・読書・集団遊びなどをします。
- ・放課後児童会は、遊びや生活の場であるため、学習指導は行いません。宿題などは保護者のご自宅で必ず確認してください。
- ・長期休業中、学校行事や短縮日課などで学校給食がないときは、日替わりでお弁当と給食の日がありますのでご確認ください。（お便り等でご連絡いたします）

(3) 送迎について

- ・開所時間内の送迎を厳守してください。
- ・仕事が終わる次第、速やかに迎えに来てください。
- ・送迎は、原則として保護者等（父母、祖父母、高校生を除く18歳以上の兄弟および同居親族）が行ってください。
- ・迎え、並びに長期休業中や土曜日の来会は、保護者等と児童会間で児童を直接引渡すことが原則です。
- ・安全管理上、学校行事等以外の中抜け（一時的に児童会を退出し、再度来会すること）以外は認めていません。

(4) 他機関との連携について

- ・児童を安全にお預かりするために保育園・幼稚園・学校等の関係機関と必要な情報共有を図ります。
- ・「児童虐待の防止等に関する法律」により、放課後児童会は、虐待に気づいた時、虐待が疑われる時、虐待の通報が入った時に速やかに児童相談所等へ通告する義務があります。